

第1章 計画の策定にあたって

1 背景と目的

我が国では、21世紀を迎えた現在、平均寿命は世界でも最高水準となるとともに、少子高齢化が急速に進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、国の老年人口の割合（*高齢化率）は、2010年の23.0%（国勢調査）から2013年には25.2%に達し、4人に1人が高齢者になると見込まれています。

本市の高齢化率は、2010年の21.2%から2015年には24.4%に達し、約4人に1人が高齢者となる見込みで、国よりも高齢化の進展は遅い状況ですが、確実に増加を続けていくことが予測されます。

さらに、今後は、高度経済成長期の変動著しい時代を経験してきたいわゆる

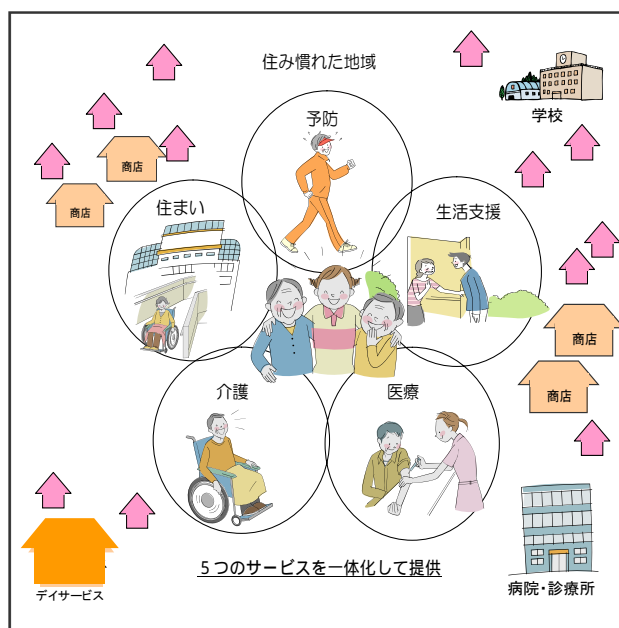
「*団塊の世代」が高齢者になることから、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化すると考えられます。高齢者施策は、こうした高齢者像の変化に対応したものでなければなりません。

また、高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを

一体化して提供していく「*地域包括ケア」の実現に向けて、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実が求められています。

本市では、1993年に「町田市高齢社会総合計画～みんなでつくる暮らしやすい・まちだ～」を定め、全ての市民が健康で安心して暮らしつづけることのできる「まちづくり」を進めてきました。その後、2000年4月からの介護保険制度の実施に伴い、「町田市高齢社会総合計画」は「介護保険事業計画」を含んだ計画となり、3年ごとに改定を重ねながら、高齢者福祉施策の目

図1-1 地域包括ケアのイメージ



指すべき取り組みや介護保険事業の安定的な運営のための方策について定めてきました。

こうした中、3年ごとに策定する介護保険事業計画と、高齢者人口の推計により、高齢者の見守り支援や認知症対策など継続的に取り組む課題が多く、長期的な計画が必要な「高齢者福祉計画」を、今回の改定からは分けて策定します。

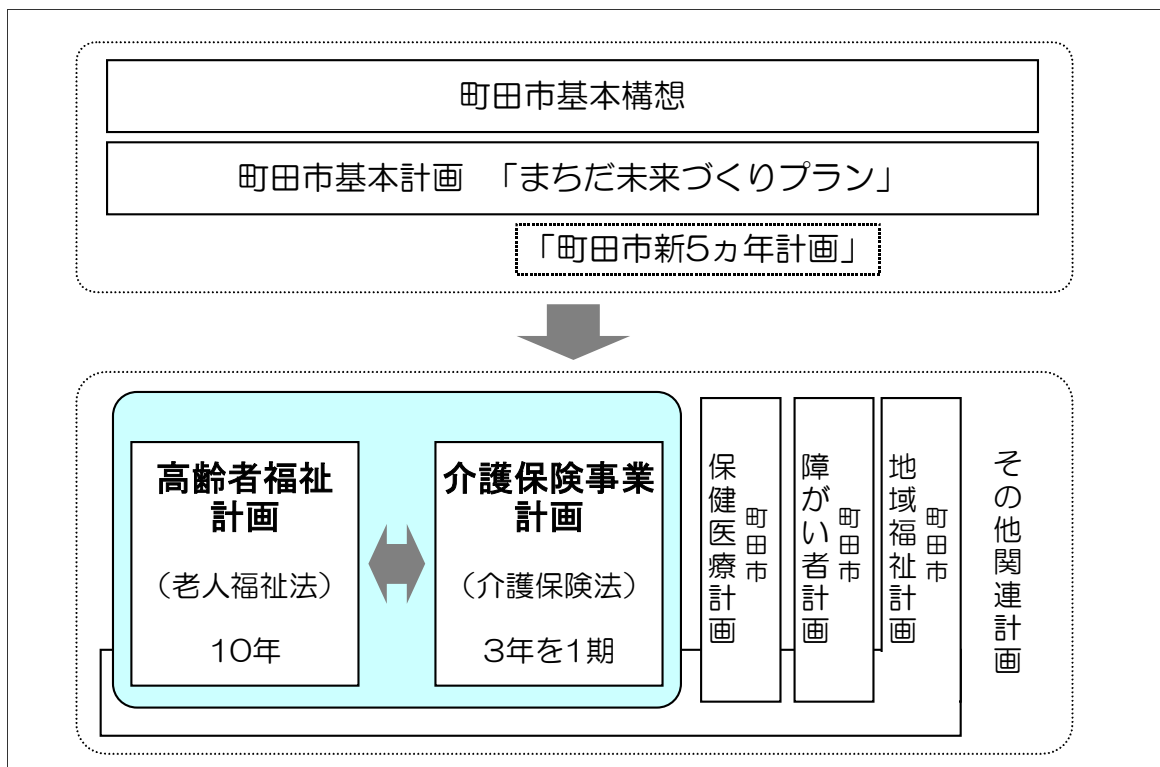
そのため、第5期町田市介護保険事業計画（以下「本計画」という。）は、社会情勢の変化や今後の高齢者を取りまく状況についての予測と、町田市高齢社会総合計画（第4次改訂版）の見直しを通じて、介護保険事業を円滑に実施・運営することを目的に策定します。

2 計画の位置づけ及び性格

本計画は、町田市基本構想、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」・「新5カ年計画」を基本とし、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。

なお本計画は、今回の計画策定の見直しに伴い、別に定める老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と一体的に、*介護保険法第117条第1項に基づき、市町村介護保険事業計画として策定するものです。

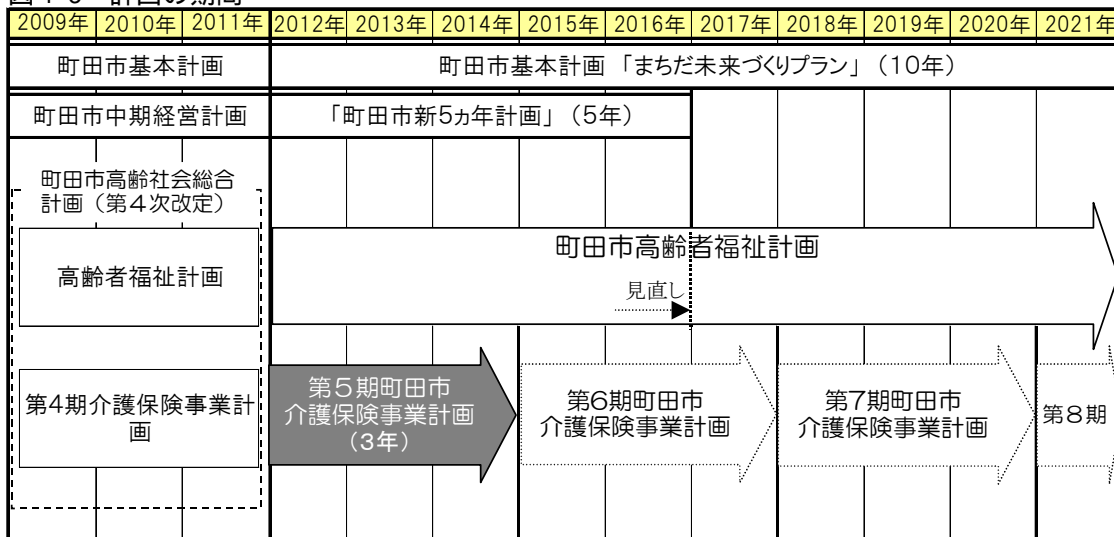
図 1-2 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、2012年度から2014年度までの3か年を計画期間とします。また、2012年度から2021年度までを計画期間とした高齢者福祉計画と一体的に計画を推進します。

図1-3 計画の期間



4 策定体制

(1) 高齢社会総合計画審議会

「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を検討するため、町田市高齢社会総合計画審議会を設置し、全5回開催して検討しました。

(2) 高齢社会総合計画審議会検討部会

介護保険、高齢者福祉に関する専門的な内容を検討するために、高齢社会総合計画審議会の下に「介護保険事業計画」・「高齢者福祉計画」の2つの検討部会を設置しました。介護保険事業計画検討部会は3回、高齢者福祉計画検討部会は2回開催し、検討しました。

(3) 市民ニーズ調査

市民の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、2011年5月に「65歳以上高齢者及び要支援1、2、要介護1、2の認定者」、「介護保険認定者(要介護3~5)」を対象としたアンケート調査を実施しました。

(4) *パブリック・コメント

計画素案に対して、市民から幅広い意見を聴取するために、2011年10月11日から2011年11月11日までパブリック・コメントを実施しました。

(5) 市民説明会

計画素案の内容について、市民へ説明を行うため、2011年11月23日に市民説明会を実施しました。

図1-4 計画の策定体制

